開示決定等の期限の延長について(通知)

様

国税庁長官 大鹿 行宏

令和3年12月8日にされた行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「法」といいます。)第10条第2項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求のあった 行政文書の名称	平成27年6月23日付徴徴2-52「『徴収事務提要』の制定についての一部改正について」(事務運営指針)
延長後の期間	60日(開示決定等期限 延長後の期間の末日が行政機関の休日に当たる ため、民法第142条の規定により、「令和4年2月14日」が開示決定等期限になります。) なお、補正に要した日数が6日あります。
延長の理由	担当課における事務の繁忙により、法第10条第1項に規定する期間内に 開示決定等を行うことは事務処理上困難であるため。
担当課	長官官房総務課情報公開・個人情報保護室 電話 03-3581-4161 内線3499